

# かつらぎ町地域公共交通計画策定支援業務仕様書

## 1. 事業名

かつらぎ町地域公共交通計画策定支援業務

## 2. 目的

かつらぎ町では、地域公共交通計画が未策定である。計画的で持続可能な町内の交通網を整備するため、現状の公共交通の課題を整理したうえで、必要に応じた見直しや機能分担のあり方などからなるかつらぎ町地域公共交通計画を策定することで、かつらぎ町公共交通の今後の方向性やあるべき姿についてとりまとめることを本業務の目的とする。

## 3. 対象地域

かつらぎ町全域

## 4. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日

## 5. 業務内容

### (1) かつらぎ町の地域特性の把握

既存資料の収集・整理により、かつらぎ町の地勢・人口分布や地域特性、主要施設の立地などの地域特性を把握・整理する。

### (2) 地域公共交通の現状整理

かつらぎ町の公共交通の現状(サービス状況、利用状況、経営環境等)について整理する。

- ・タクシー
- ・スクールバス
- ・JR 和歌山線
- ・コミュニティバス
- ・デマンド型乗合タクシー
- ・ふれあいサービス(花園地域)

### (3) 目指すまちづくりの方向性の整理

第5次かつらぎ町長期総合計画等の計画、その他各種関連計画とかつらぎ町が目指すまちづくりの関連性を整理する。

#### (4)移動実態とニーズ把握、分析等

(2)で整理した事業者へのヒアリング等により、地域公共交通の運営上の課題を把握するとともに、町民へのアンケート調査等により、移動実態や住民意識等について把握し、町民ニーズの現状と将来の可能性を検討する。

とりわけ、これまで把握できていない、「送迎の実情の把握」、「高校生の通学ニーズ」、「高齢者の免許返納を推進するための、移動時間帯や移動手段、返納後の不安」を調査し、把握する。

また、かつらぎ町が令和7年10月から実証運行を予定している区域運行のデマンド型乗合タクシーの実証結果や分析結果も活用すること。

#### (5)公共交通に関する課題の整理

上記の調査結果を踏まえ、かつらぎ町の地域公共交通が抱える問題点及び課題を整理する。

#### (6)基本方針・目標の検討

調査結果や問題点・課題を踏まえ、かつらぎ町における地域公共交通の基本方針や目標を検討する。また、目標達成について評価する評価指標を設定し、PDCA の具体的内容を検討する。

#### (7)計画に位置付ける事業の検討

計画への位置付け、計画期間内に実施する事業の内容や実施主体、スケジュール等について検討・調整する。

#### (8)計画(案)、報告書のとりまとめ

前項までの検討結果及び法定協議会での検討結果を地域公共交通計画(案)としてとりまとめ、本業務の報告書を作成する。

#### (9)かつらぎ町地域公共交通活性化協議会等の運営支援

①かつらぎ町地域公共交通活性化協議会(以下、「協議会」という。)の運営支援(3回程度/年)  
会議資料の作成を行い、会議に出席し必要な支援を行う。なお、会議資料の印刷、会議録の作成は発注者で行う。

##### ②打合せ協議(5回程度/年)

対面及び Web 等で適宜打合せを行う。

打ち合わせ協議は、業務着手時及びフェーズごとに行うことを基本とし、必要に応じて調整の上適宜行うものとする。また、受注者は協議・打合せの際の記録を作成するものとする。

また必要に応じて地域の交通事業者や、その関係者等ともミーティングを実施し、密に連携しつつ計画策定にあたることとする。

### 6.成果物の内容

下記に掲げる資料について、提出する。

- |                     |      |
|---------------------|------|
| ①かつらぎ町地域公共交通計画(本編)  | 25 部 |
| ②かつらぎ町地域公共交通計画(概要版) | 25 部 |
| ③委託業務報告書            | 1部   |
| ④上記報告書等の電子データ       | 1式   |

## 7.業務報告

- (1)契約締結後直ちに、「業務責任者届」、「業務計画書」を提出すること。
- (2)業務完了後直ちに、「6.成果物の内容」に規定する成果物を提出すること。
- (3)打合せ終了後に、議事録を提出すること。

## 8.支払方法

業務履行後払いとする。

## 9.留意事項

- (1)受注者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定を順守することとし、プライバシーマーク、ISMAP、ISMS 等のセキュリティ認証を取得していること。
- (2)契約書及び仕様書に明示されていない事項については、発注者、受注者それぞれの責任者が協議の上、決定する。
- (3)受注者は、委託期間中または委託期間終了後を問わず、業務上知りえた事項の一切を漏らしてはならない。
- (4)本業務の成果物に関する著作権と使用权は発注者及びかつらぎ町に帰属するものとし、著作者人格権の行使は行わないものとする。